

埼玉県青少年健全育成条例施行規則

- 制定 昭和五十八年五月十二日 規則第四十五号
 改正 昭和五十九年四月二十七日 規則第四十号
 平成二年十一月三十日 規則第六十六号
 平成八年四月二十三日 規則第三十六号
 平成九年三月二十八日 規則第十一号
 平成十二年三月三十一日 規則第五十五号
 平成十四年三月二十九日 規則第四十六号
 平成十六年十二月十日 規則第八十六号
 平成二十年三月二十八日 規則第三十五号
 平成二十年十一月二十一日 規則第九十三号
 平成二十年十二月二十四日 規則第一〇三号

(有害図書等の区分陳列の方法)

第一条 埼玉県青少年健全育成条例昭和五十八年埼玉県条例第二十八号。以下「条例」という。(第十一条の第二項の規定による有害図書等を陳列するときの他の図書等との区分の方法は、次の各号のいずれかとする。

- (一) 間仕切り等により内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に、有害図書等を陳列する方法
 - (二) 扉等により内部を容易に見ることができない措置がとられた棚に、有害図書等を陳列する方法
 - (三) 有害図書等以外の図書等を陳列する棚から六十センチメートル以上離れた棚に、有害図書等を陳列する方法
 - (四) 有害図書等から十センチメートル以上張り出した仕切り板(透視できない材質及び構造のものとする。)の間に、有害図書等を陳列する方法
 - (五) 床面から百五十センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、有害図書等をまとめて陳列する方法
 - (六) 有害図書等をビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列する方法
- (図書等又はがん具等の自動販売機等の設置等の届出)
- 第二条 条例第十二条の二第一項の規定による図書等又はがん具等の自動販売機等の設置の届出は、様式第一号の設置届に次に掲げる書類を添え、提出してしなければならない。
- (一) 住民票の写し(日本国籍を有しない者にあつては外国人登録法(昭和二十七年法律第二十五号)第五条第一項に規定する外国人登録証明書(第五条第一項において「外国人登録証明書」という。)の写し、法人にあつては登記事項証明書)

- (二) 自動販売機等管理者の住民票の写し
 - (三) 様式第二号の自動販売機等管理者業務承諾書
 - (四) 自動販売機等の設置場所の提供者がその設置を承諾していることを証する書類
 - (五) 自動販売機等の設置場所の配置図及び付近の見取図
- 第三条 条例第十二条の二第二項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (一) 自動販売機等管理者の生年月日
 - (二) 自動販売機等の製造者名、型式及び製造番号
 - (三) 自動販売機等を設置しようとする年月日

- 第四条 条例第十二条の二第二項の規定による変更の届出は、様式第三号の変更届を提出してしなければならない。この場合において当該変更が、同条第一項第一号に掲げる事項に係るものであるときは第一項第一号に掲げる書類を、同条第一項第三号に掲げる事項に係るものであるときは第一項第二号(当該変更が自動販売機等管理者の変更による場合にあつては、同項第二号及び第三号)に掲げる書類を、同条第一項第四号に掲げる事項に係るものであるときは第一項第四号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 第五条 条例第十二条の二第二項の規定による廃止の届出は、様式第四号の廃止届を提出してしなければならない。

(自動販売機等管理者の設置)

- 第三条 条例第十三条の規定により設置する自動販売機等管理者は、次の各号に該当する者でなければならない。
- (一) 二十歳に達した者であること。
 - (二) 成年被後見人又は被保佐人でないこと。
 - (三) 自動販売機等に図書等又はがん具等を自ら収納し、及び除去する業務を行うことができる者であること。
 - (四) 図書等又はがん具等を自ら収納し、及び除去する業務を行う自動販売機等の設置場所が所在する市町村内に、住所を有し、かつ、居住している者であること。

(自動販売機等への表示)

第四条 条例第十三条の二の規定による表示は、様式第五号の表示票を見やすい箇所にはり付けてしなければならない。

(店舗型異性紹介営業の届出)

- 第五条 条例第十七条の四第一項の規定による店舗型異性紹介営業の届出は、様式第六号の営業届に次に掲げる書類を添え、提出してしなければならない。
- (一) 住民票の写し(日本国籍を有しない者にあつては外国人登録証明書(外国人登録法(昭和二十七年法律第二十五号)第五条第一項において「外国人登録証明書」という。)の写し、法人にあつては登記事項証明書)
 - (二) 店舗型異性紹介営業施設における業務の実施を統括的に管理する者の住民票の写し(日本国籍を有しない者にあつては、外国人登録証明書の写し)
 - (三) 店舗型異性紹介営業施設の使用についての権原を有することを証する書類

- (四) 店舗型異性紹介営業施設の平面図及び付近の見取図
- 第六条 条例第十七条の四第二項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (一) 店舗型異性紹介営業施設の電話番号
 - (二) 店舗型異性紹介営業施設における業務の実施を統括的に管理する者の氏名、住所、生年月日及び電話番号
 - (三) 店舗型異性紹介営業施設の使用についての権原の種類及び内容

- (四) 営業の方法
- 第七条 条例第十七条の四第二項の規定による変更の届出は、様式第七号の変更届を提出してしなければならない。この場合において当該変更が、同条第一項第一号に掲げる事項に係るものであるときは第一項第一号に掲げる書類を、前項第二号に掲げる事項に係るものであるときは第一項第二号に掲げる書類を、前項第三号に掲げる事項に係るものであるときは第一項第三号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 第八条 条例第十七条の四第二項の規定による廃止の届出は、様式第八号の廃止届を提出してなければならない。

- (従業者名簿)
- 第六条 店舗型異性紹介営業を営む者は、当該店舗型異性紹介営業に係る業務に従事する者が退職した日から起算して三年を経過する日までその者に係る従業者名簿を備えておかなければならない。
- 第七条 条例第十七条の六に規定する規則で定める事項は、店舗型異性紹介営業に係る業務に従事する者の性別、採用年月日、退職年月日及び従事する業務の内容並びに生年月日の確認方法とする。
- (推奨又は指定を掲載する新聞)
- 第七条 条例第二十四条第二項に規定する規則で指定する新聞は、埼玉新聞とする。

- (立入調査)
- 第八条 条例第二十六条第一項の規定により知事が指定する職員は、次に掲げる職員のうちから指定するものとする。
- (一) 県民生活部青少年課に所属する職員
 - (二) 地域振興センターに所属する職員
 - (三) 教育委員会の事務局において生徒指導を担当する職員
 - (四) 青少年の非行の防止を担当する警察職員
- 第九条 条例第二十六条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第九号のとおりとする。

- 附則
- この規則は、昭和五十八年十月一日から施行する。

2 埼玉県青少年愛護条例施行規則(昭和三十五年埼玉県規則第四十三号)は、廃止する。

この規則は、昭和五十九年五月一日から施行する。

附則

この規則は、平成三年一月一日から施行する。

附則

この規則は、平成八年七月一日から施行する。

附則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附則

1 この規則は、平成十七年二月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に自動販売機等にはり付けてある改正前の様式第五号の規定による表示票は、改正後の同様式の規定によるものとみなす。

附則(平成二十年三月二十八日規則第三十五号)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に自動販売機等にはり付けてある改正前の様式第五号の規定による表示票は、改正後の同様式の規定によるものとみなす。

附則(平成二十年十一月二十一日規則第九十三号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の埼玉県青少年健全育成条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則(平成二十年十二月二十四日規則第一〇三号)

この規則は、平成二十一年二月一日から施行する。